



山形県公報

令和8年9月11日（金）
第737号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…919
- 同……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…920
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………（水産振興課）…921
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…922
- 同……………（同）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 土地改良区の実務規程の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…923
- 道路の位置の指定の変更……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（同）…同

### 公 告

- 令和8年度砂利採取業務主任者試験の実施……………（産業創造振興課）…924
- 一般競争入札の公告……………（村山総合支庁建設総務課）…同

## 告 示

### 山形県告示第660号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地           | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日   |
|------------------------------|-----------------------|-------------|-----|---------|
| 特定非営利活動法人そら<br>米沢市中央七丁目3番地15 | そらの輪<br>米沢市中央七丁目3番地15 | 就労継続支援（B型）  | 15名 | 令和8.9.1 |

### 山形県告示第661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|------------------------|-----------------|------------|
| 社会医療法人公徳会<br>南陽市栲塚948番地の1        | くぬぎ荘H棟<br>南陽市栲塚926番地の2 | 短 期 入 所         | 令和 8. 9. 1 |

**山形県告示第662号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地           | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------------------|-----------------------|-----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人置賜自然と<br>共育の村<br>米沢市舘山六丁目1番34号 | パステル<br>米沢市本町一丁目5番37号 | 共 同 生 活 援 助     | 令和 8. 8. 31 |

**山形県告示第663号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる<br>事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                   | 廃止年月日      |
|-----------------------------------|-------------------------------|------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市宮町一丁目3番36号 | おきたま（地域定着支援）<br>長井市高野町二丁目3番1号 | 令和 7. 4. 1 |

**山形県告示第664号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 （1）届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社おきたま興農舎  
代表取締役 小林 清子  
東置賜郡高畠町大字露藤85番地

- （2）届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |             |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-------------|------------|----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後       | 備 考        |          |
| 木村 雅博<br>玄米               | 同 左         | 国内産農産物に限る。 | 令和8年9月1日 |
| 吉田 仁幸<br>玄米               | 同 左         |            |          |
|                           | 森谷 直人<br>玄米 |            |          |

- 2 （1）届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社鶴岡協同ファーム

代表取締役 五十嵐 一雄  
鶴岡市高坂字宮下114番地 7

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |             |            | 変更年月日          |
|---------------------------|-------------|------------|----------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後       | 備 考        |                |
| 五十嵐 勝馬<br>玄米              | 同 左         | 国内産農産物に限る。 | 令和 8 年 8 月 8 日 |
| 五十嵐 翔馬<br>玄米              | 庄司 翔馬<br>玄米 |            |                |

山形県告示第665号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第 3 項の規定により、次のとおり第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和 8 年 9 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
(1) 名 称 赤川漁業協同組合  
(2) 所在地 鶴岡市本町三丁目 3 番20号
- 2 漁業権の免許番号  
内共第15号、内共第16号及び内共第17号
- 3 変更の内容  
第 3 条第 3 項の表を次のように改める。

| 水産動植物の種類 | 漁 具 ・ 漁 法 | 区 域 |
|----------|-----------|-----|
| あゆ       | ルアー釣り     | 全区域 |

第 9 条第 1 項の表を次のように改める。

| 水産動植物の種類                                 | 漁 具 ・ 漁 法               | 遊 漁 料   |          |          |
|------------------------------------------|-------------------------|---------|----------|----------|
|                                          |                         | 1 日     | 3 日      | 1 年      |
| うぐい（はや）こい、ふな、かじか、やまめ、いわな、にじます、ひめます、もくずがに | 徒手採捕、釣り、すくい網、たも網        | 1, 200円 | 2, 400円  | 4, 500円  |
|                                          | 舟艇使用の徒手採捕、釣り、すくい網、たも網   | 1, 700円 | 3, 400円  | 6, 700円  |
|                                          | 投網                      | 2, 300円 | 4, 600円  | 8, 200円  |
|                                          | 巻網（刺し網）                 | 2, 300円 | 4, 600円  | 10, 300円 |
| さくらます                                    | 釣り                      | 3, 500円 | 7, 000円  | 11, 300円 |
|                                          | 投網                      | 6, 600円 | 13, 200円 | 21, 600円 |
| あゆ                                       | 釣り、友釣り、ルアー釣り、掛け釣り（がら掛け） | 2, 500円 | 5, 000円  | 9, 200円  |
|                                          | 投網                      | 3, 500円 | 7, 000円  | 11, 300円 |

|        |              |        |        |        |
|--------|--------------|--------|--------|--------|
| やつめうなぎ | 徒手採捕（手かぎを含む） | 1,900円 | 3,800円 | 7,700円 |
|--------|--------------|--------|--------|--------|

第9条第3項の表中「2,100円」を「2,600円」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和9年4月1日。ただし、第3条第3項の規定は令和8年7月21日。

山形県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条18項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理 事 及 び 監 事 の 別 | 氏 名     | 住 所           |
|-----------------|---------|---------------|
| 理 事             | 草 薊 早 苗 | 山形市宮町二丁目2番22号 |

山形県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条18項の規定により、最上堰土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理 事 及 び 監 事 の 別 | 氏 名       | 住 所             |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 理 事             | 細 谷 絵 里 子 | 東村山郡中山町大字向新田8番地 |

山形県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
寒河江川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
寒河江市字中河原222番地の2
- 3 認可年月日  
令和8年9月4日

山形県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276番地の13

- 3 認可年月日  
令和 8 年 9 月 4 日

山形県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

令和 8 年 9 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
吉野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
南陽市蒲生田1954番地の2
- 3 管理規程の名称  
原堰頭首工管理規程  
穴戸堰頭首工管理規程  
竜ノ口頭首工管理規程  
大堰頭首工管理規程  
下堰頭首工管理規程  
飯詰堰頭首工管理規程  
厨川堰頭首工管理規程  
板堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要  
頭首工、堰の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日  
令和 8 年 9 月 3 日

山形県告示第671号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総西建第113号
- 2 変更内容

| 変更事項  | 変 更 前                      | 変 更 後                                 |
|-------|----------------------------|---------------------------------------|
| 指定の場所 | 長井市中道二丁目1607番1             | 長井市中道二丁目1606番8、1606番9、1607番11、1607番13 |
| 道路の現況 | 幅員 6.00メートル<br>延長 56.0メートル | 幅員 6.00～6.84メートル<br>延長 56.5メートル       |

- 3 変更年月日 令和 8 年 9 月 4 日

山形県告示第672号

次の開発行為は、完了した。

令和 8 年 9 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和 8 年 8 月 18 日 8 指令置総建第 2 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡川西町大字中小松字東飯豊林3242番1、3242番2、3243番1、3243番10、3243番17、3244番1、3244

番1の乙、3244番9、字一里塚3263番4、3263番5、3263番12、3263番13、3264番1

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡川西町大字上小松988番地の1 株式会社殖産工務所

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和8年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和8年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年11月13日（金） 午前10時から正午まで

(2) 場 所 山形県工業技術センター 講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を令和8年9月28日（月）から同年10月9日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部産業創造振興課に提出すること（郵送による提出の場合は、同年10月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、産業労働部産業創造振興課鉱山鉱害防止・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年9月11日

山形県村山総合支庁長 伊 藤 淳 一

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁共用入札室（6階）

(2) 日時 令和8年10月23日（金） 午後1時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,498,000キログラム

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号 023 (621) 8186

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に 2 の (1) の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月 1 日（木）午後 5 時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて 2 の (1) の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1) により提出された応札物品仕様書については、2 の (1) の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1, 498, 000kg

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. October 23, 2026

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan TEL 023 (621) 8186

令和8年9月11日印刷  
令和8年9月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県